

貯留土取り扱い規程

(目的)

第1条 建設発生土を貯留土として購入土に替えて有効利用し、資源の再利用を促すことを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局は愛知県建設局土木部建設企画課(以下愛知県)に置き、貯留地及び貯留土にかかる登録及び周知を行う。

(貯留土)

第3条 貯留土とは、他現場での建設発生土を貯留指定業者の資材置き場に仮置きし、請負業者の要望に応じて搬出し、その土を購入土に替えて使用することを指す。

(貯留指定業者)

第4条 貯留指定業者とは、あらかじめ愛知県に貯留地として登録された土地を保有する業者を指す。

(請負業者)

第5条 請負業者とは、貯留土を計上された工事を請け負う業者を指す。また、請負業者は貯留指定業者と同一になることを妨げない。

(貯留地の申請)

第6条 貯留地として資材置き場等を登録する意思のある業者は、あらかじめ様式1により愛知県に登録の申請をする。

(登録の承認)

第7条 愛知県は申請を受けて審査し、適切であった場合は申請地に整理番号を付し貯留指定業者として登録の承認をする。また、その旨を様式2により申請者に通知する。

(貯留地の変更)

第8条 貯留地に変更があった場合は速やかに様式1により愛知県へ連絡し、承認及び承認の取り消しを受けること。

(土の貯留)

第9条 登録により愛知県から承認された貯留指定業者は、公共の請負工事の中で良質な土が処分土として発生した場合、貯留指定地内に再利用を目的として、貯留することができる。この場合、工事の発注者に対し発生土を貯留指定地に搬出する旨を報告し、承諾を得ること。

(貯留土の登録)

第10条 貯留土として流通するための土を貯留した貯留指定業者は、情報を速やかに様式3により愛知県へ連絡する。

(貯留土の管理)

第11条 貯留指定業者は、貯留した土を適切に管理すること。

(情報の周知)

第12条 連絡を受けた愛知県は、貯留土検索ファイルに情報を掲載して貯留土の情報を周知する。

(貯留土の使用)

第13条 請負業者は発注者側の監督員（以下監督員）に貯留指定地箇所、必要とする土質等の確認をすること。また、貯留土の使用にあたり、目視による判断ができない場合は、監督員の指示により土質調査を実施すること。

(貯留土の搬出)

第14条 貯留土の使用が決定された場合、請負業者は貯留指定業者に対して貯留土搬出の契約を結び、貯留指定業者から貯留土の搬入を受けること。

(適さない土の場合)

第15条 当初計画していた貯留土が使用に適さない場合、請負業者は監督員と変更について協議すること。

(搬出後の連絡)

第16条 搬出した貯留指定業者は様式3に従い、搬出土量を愛知県宛連絡すること。

(紛争)

第17条 貯留土の運用にあたっては、それぞれの信義に基づきトラブルの無いよう運用すること。また、紛争のあった場合は、当事者間において解決すること。

(登録の取り消し)

第18条 愛知県は、この規約に違反した指定業者の保有する貯留地の登録を取り消すことができる。

附則 この規約は平成25年4月1日から適用する。

様式1

貯留指定地登録・変更・廃止届

年 月 日

愛知県建設局土木部建設企画課長殿

貯留地申請者 _____

住 所 _____

貯留指定地について下記のとおり登録・変更・廃止したいので届出します。

1 貯留指定地の所在地	
2 貯留指定地の番号 (変更・廃止の場合)	
3 貯留可能量 (m ³)	
4 当該地の現場条件	
5 その他連絡事項	
6 担当部課名 担当者氏名 連絡先TEL・FAX	

注) 1. 登録・変更・廃止の内必要のないものを2本線で消すこと。

2. 登録・変更の場合は下記の資料を添付すること。

(添付資料)

位置図、平面図、土量計算書、写真、土地登記簿又は借地契約書の写し

様式2

貯留指定地登録・変更・廃止通知

年 月 日

貯留指定業者

_____ 殿

愛知県建設局土木部建設企画課長

貯留地について下記のとおり登録・変更・登録の廃止が完了しましたので、
通知します。

1 貯留指定地の所在地	
2 貯留指定地の番号	
3 貯留可能量 (m3)	
4 登録に際しての条件	

様式3

土の貯留状況連絡書

年 月 日

愛知県建設局土木部建設企画課
再生建設資材グループ 宛
FAX(052)954-6941

貯留指定業者名 _____

貯留指定地番号 _____

下記の土を貯留土として貯留・搬出したので連絡します。

貯留土の搬入元 工 事 名 _____
(搬出先) 工 事 箇 所 _____
路線等の名称 _____
工 事 発 注 者 _____

	今回貯留・搬出した土量(m3)	全体の貯留土残量(m3)
第1種建設発生土		
第2種建設発生土		
第3種建設発生土		
そ の 他 ()		

- 注)
1. 第1～3種建設発生土の分類は別表を参照のこと。
(目視による分類を可とする。)
 2. 貯留または搬出を選択し不要なものを2本線で消すこと。
 3. この連絡書は、FAX 又はメール(aicle@pref.aichi.lg.jp)による送付を可とする。
 4. 搬入元(搬出先)の発注者監督員に写しを提出すること。